

石狩市監査委員公表第5号

監査結果に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から監査結果に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和7年7月25日

石狩市監査委員 及川 浩 史

石狩市監査委員 日下部 勝 義

通知内容の写しは監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監査区分	監査対象部局	指摘事項	措置内容
令和6年度 定期監査（後期）	企画政策部 企画課	市が保有する賃貸借契約書において、契約年月日の記載が抜け落ちていた。	契約書を作成する際のチェックを徹底するとともに、手書きによる記載ではなく、日付入力済の契約書（案）を作成し使用することとした。
令和6年度 定期監査（後期）	産業振興部 観光課	契約書に記載された契約金額のうち、消費税額が誤っていた。	契約書に誤って記載した消費税額部分について、契約相手先（受託者）と協議を行い、双方合意の上、契約書の修正措置を行った。 書類の作成にあたっては、内容に誤りのないよう注意を徹底するとともに、決裁の過程における複数チェックにより、再発防止に努めるよう課内で意思統一を図った。
令和6年度 定期監査（後期）	環境市民部 環境課	見積合せの執行日より早い日付で契約締結されていた。	見積合わせ執行時の確認不足により、誤った日付の見積書に基づき契約したものであるため、契約相手先と確認の上、收受した見積書の日付を修正した。 これを受け、課内で石狩市契約規則及び契約マニュアルに基づき適正な事務処理を行うよう確認した。 今後は複数で確認を行い、契約内容に誤り等がないか確認することにより、再発防止を図ることとした。
令和6年度 定期監査（後期）	社会教育部 文化財課	見積合せで決定した翌日から7日以内に契約を締結していなかった。 賃貸借契約書において、準備期間の設定など契約締結日と整合がとれない記載があった。	契約書に誤って記載した準備期間について、契約相手先（受託者）と協議を行い、双方合意の上、契約書の修正措置を行った。 契約締結行為の遅延及び準備期間等の設定誤りについては、事務を執行する際に契約マニュアルを確認していれば防げたミスであったため、決裁時に、契約マニュアルに基づく事務手続きが行われているかについて、複数の職員による確認の徹底を行うよう課内全員に周知した。